

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

雪害、火山災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

第1節 雪害対策

1 予防対策 [防災安全課、市民協働政策課、健康福祉部、農林部、建設部、岩木総合支所、相馬総合支所、上下水道部、教育委員会、弘前地区消防事務組合]

積雪時における雪害を未然に防止し、または拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、「弘前市雪対策総合プラン」を着実に確実に推進するとともに、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林水産業の生産条件の確保を図る。

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない高齢者等の除排雪困難者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 探索、救助・救急及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の探索、救助・救急及び消火活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 道路交通対策

除雪機械、消融雪設備等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

6 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

7 上下水道施設（農業集落排水施設含む。）

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。また、配水管については特に凍結防止対策を講ずる。
- (2) 上水道にあっては、水源地等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識または柵等で注意

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

を喚起する。

8 農林水産業の生産条件の確保

農林水産業は、気象条件、土地条件等に大きく左右されることから、防雪、除雪、消雪等の雪害対策を強力に実施し、農林水産業の生産条件の確保に努める。

- (1) 果樹等の枝折れ防止
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止
積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。
- (3) 越冬作物等の被害防止
積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。
- (4) 越冬飼料の確保
冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足に対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。
- (5) 牛乳輸送の円滑化
牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。
- (6) 春季消雪の促進
春季農作業を計画的に進めるため、農協や支所、出張所単位に積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。
- (7) 漁業事故の防止
冬期漁業による事故を防止するため、関係機関の連絡、指導を強化し、風雪時における漁業事故防止の徹底を図る。

9 生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

10 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11 市と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、市と住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

12 文教対策

- (1) 通学路の確保
通学路を確保するため、除雪体制を整備する。
- (2) 施設内における非常口の確保
学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。
- (3) 落雪による事故防止
校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (4) 学校建物の雪害防止
校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたてて実施する。

13 防雪対策

- (1) なだれ災害予防対策
ア なだれ防止設備の整備
イ 道路のなだれ防止設備の整備
道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止設備を整備する。
イ) なだれ防止林の造成
道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。
ウ) 集落を保全するなだれ防止設備の整備
なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだ

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

れ予防柵等のなだれ防止設備を整備する。

イ なだれ危険箇所の警戒

(ア) 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

(イ) 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知するため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

(ウ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等必要な事故防止措置を講ずる。

(2) 地吹雪災害予防対策

ア 道路の地吹雪対策設備の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェッド、視線誘導標識等の吹きだまり対策設備、視程障害対策設備を整備する。

イ 地吹雪多発地域の警戒

(ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

(イ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオ等を通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(3) 着雪災害予防対策

ア 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講ずる。

ウ 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、「8 農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害予防対策

ア 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第17節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第3章第19節「土砂災害予防対策」により実施する。

14 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。

15 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。

16 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

2 応急対策 [防災安全課、健康福祉部、農林部、建設政策課、道路維持課、岩木総合支所、相馬総合支所、消防本部ほか]

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保と一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等除排雪困難者の安全確保を最重点とした除雪対策等を行う。

1 実施責任者

市長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、状況に応じた体制の強化を図り、住民の生活確保のために市道等の除排雪を行う。

2 豪雪時における体制

(1) 警戒体制

市は、次に掲げる基準のいずれかに達したとき、警戒体制に移行するものとし、地域住民の安全や道路交通の確保等に向けて必要な応急対策を速やかに講ずる。

[警戒体制への移行の基準]

ア 積雪深が市街地で90cm、賀田、五所の市有の観測点で100cm、裾野、東目屋の市有の観測点で120cmに達した場合を目安とする。

イ 市域管轄の中南地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれたとき。この場合、中南地域県民局地域整備部と連絡を密にし、道路交通確保に万全を期する。

(2) 緊急体制

市は、積雪深が警戒積雪深を大幅に超え、相当規模の雪害が発生し、または発生するおそれがある場合、緊急体制に移行するものとし、地域住民の安全や道路交通の確保等の応急対策に要する人員及び資機材等の増強を図り、豪雪対策本部設置時の業務に準じた応急対策を速やかに講ずるものとする。

[緊急体制への移行の基準]

積雪深が市街地で120cm、賀田、五所の市有の観測点で130cm、裾野、東目屋の市有の観測点で140cmに達した場合を目安とする。

3 道路の交通確保

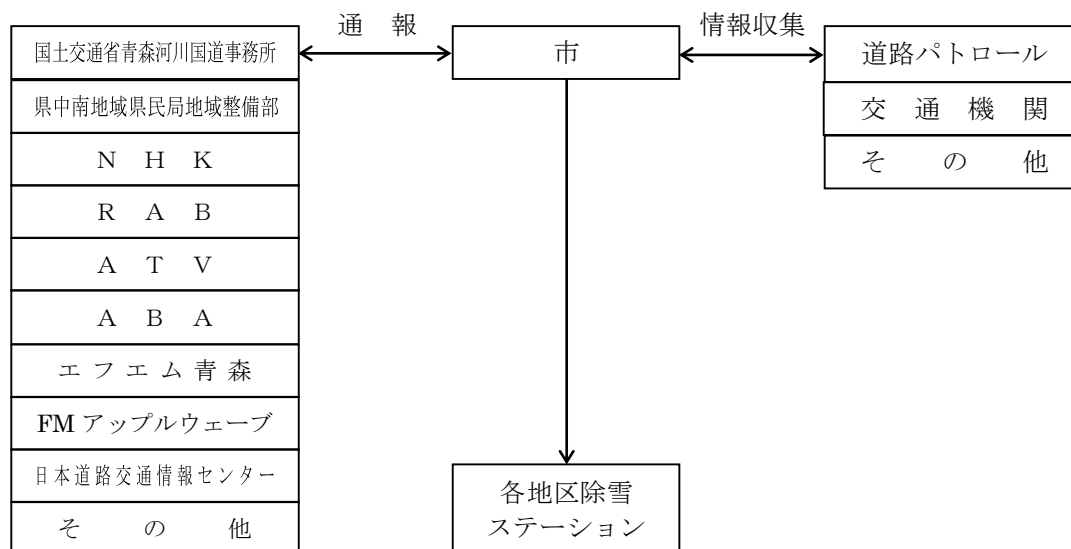
(1) 情報の収集、連絡

ア 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握する。

イ 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集・伝達を行う。

ウ 異常事態が発生した場合は、速やかにNHK、RAB、ATV、ABA、エフエム青森、アップルウェーブ、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、国土交通省青森河川国道事務所、県中南地域県民局地域整備部等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

(2) 警戒・緊急体制における措置

- ア 道路及びこれに関する情報連絡の強化
- イ 除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配
- ウ 除排雪作業の強化及び計画的検討
- エ 除雪時期の検討
- オ パトロール強化及び写真その他資料の準備
- カ 積雪観測を1日2回実施

(3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区 分	日交通量のおよその基準	除 雪 目 標
第1種	1,000 台以上／日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000 台／日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
第3種	500 台未満／日	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能となってもやむをえない。

備考 上記除雪目標にかかわらず、異常降雪時においても、弘前市除雪計画に基づき極力交通が途絶しないように努める。

4 消防救急医療業務体制の確保

市消防計画によることとし、特に次の点に配慮する。

(1) 火災対策

消火栓及び防火水槽の機能を確保するため、パトロールに努め、雪割等の措置を講ずる。

(2) 緊急対策

緊急交通等の確保のため、警察及び道路管理者との密接な連携のもとに、路上駐車車両の指導取締りや、交通障害発生箇所の整理誘導を実施する。

(3) 医療業務対策

医療機関に対し、避難階段及び非常口の除雪の励行や、火災等非常災害時の避難誘導體制の整備の徹底を指導する。

5 生活関連施設の確保

(1) 通学通園路の確保

ア 警戒体制時

市は、通学通園路の巡回を行うとともに市民と協力して通学通園路を確保する。

イ 緊急体制時

市職員、消防機関等による通学通園路確保のための除排雪を強化する。

(2) 堆雪場の指定

堆雪場は、次のとおりとする。

場 所	規 模		備 考
	占用面積	計画排雪量	
樋の口雪置き場	12,700m ²	80,000m ³	
悪戸雪置き場	77,225m ²	300,000m ³	
堀越雪置き場	63,660m ²	400,000m ³	
紙漉沢雪置き場	3,747m ²	5,000m ³	

6 鉄道交通の確保

(1) 積雪期における既定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車両、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

7 通信、電力供給の確保

送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。また、市長はそれぞれの事業者を除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

8 交通安全対策及び円滑化対策

(1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、弘前警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

(2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、弘前警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

(3) 除（排）雪作業を実施する場合、弘前警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行なう。

また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

9 除排雪困難者の除排雪対策

(1) 警戒体制時

一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について、豪雪による家屋倒壊等を未然に防ぐため、弘前市社会福祉協議会及び消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、巡回と屋根雪等の計画的な排除に万全を期する。

(2) 緊急体制時

豪雪により除排雪困難者の安全確保の緊急性及び危険性が高まっている場合は、家屋倒壊や屋根雪の落雪等による被害を防ぐため、警戒体制時に加えて市職員及び消防本部、消防団による巡回と屋根雪等の排除を強化する。

10 農林・土木関係対策

(1) りんご樹や農業用施設等の被害状況を把握し、関係機関等と連携しながら適切な指導・対策を講ずる。

(2) なだれ等の発生のおそれがある危険箇所については、市及び消防機関等による巡視を行い、異常を発見した場合は直ちに関係機関に通報する。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

11 豪雪対策本部の設置

市長は、緊急体制に移行し、かつ必要があると認めるときは、豪雪対策本部を設け、緊急輸送の確保その他の災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

(1) 組織及び編成

豪雪対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

本 部 会 議					
本 部 長	市 長				
副本部長	副市長 教育長				
本 部 員	経営戦略部長	→	対策連絡部	→	各班
	財務部長	→	財 務 部	→	各班
	市民文化スポーツ部長	→	市民文化スポーツ部	→	各班
	健康福祉部長、理事	→	健康福祉部	→	各班
	農林部長	→	農 林 部	→	各班
	商工振興部長	→	商工振興部	→	班
	観光振興部長	→	観光振興部	→	班
	建設部長	→	建 設 部	→	各班
	都市環境部長	→	都市環境部	→	各班
	岩木総合支所長	→	岩木連絡部	→	各班
	相馬総合支所長	→	相馬連絡部	→	各班
	上下水道部長	→	上下水道部	→	班
	教育部長	→	教 育 部	→	班
	市立病院事務局長	→	病 院 部	→	班
	農業委員会事務局長	→	農委連絡部	→	班
					支 部
					東目屋
					船 沢
					高 杉
					裾 野
					新 和
					石 川

(2) 各部、各班の分担事務

災害予防及び災害応急活動の実施については、第2章に規定する災害対策本部業務分担によるほか、それぞれ所管の部長の命により、次に掲げる各部、各班の分担業務を処理するものとする。

なお、豪雪対策本部は、市に災害対策本部が設置された場合は、自動的にこの本部の組織に編入され、それぞれの分担業務を処理する。

部（部長）	班（班長）	分 担 業 務
対策連絡部 （経営戦略部長）	対策調整班 （防災安全課長）	1 情報の収集、伝達 2 各部の業務の調整、連絡 3 本部の庶務 4 被害等の調書の作成、報告の総括
	政策推進班 （政策推進課長）	1 国会議員等視察者の応接
	人材育成班 （人材育成課長）	1 職員の動員、勤務
	法務契約班 （法務契約課長）	1 本部の設置、廃止の告示 2 資機材等の調達
	広聴広報班 （広聴広報課長）	1 被害状況の取材、記録及び広報
	消 防 班 （消防団長）	1 地域の情報収集 2 除排雪困難者の除排雪対策の応援
財 務 部 （財務部長）	財産管理班 （財産管理課長）	1 自動車の配車、借上げ 2 市営住宅の雪害防止及び雪害復旧 3 市の公共建築物の応急対策に係る関係機関との連絡調整及び技術支援に関すること

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

部（部長）	班（班長）	分 担 業 務
	市民税班 （市民税課長）	1 被災世帯等の調査 2 市税の減免等
	資産税班 （資産税課長）	
市民文化スポーツ部 （市民文化スポーツ部長 ）	市民協働政策班 （市民協働政策課長）	1 市民組織との連携、協力 2 被災地域の特別交通指導
	支 部 （各出張所長）	1 出張所地域における被害状況調査及び報告
	文化スポーツ振興班 （文化スポーツ振興課長）	1 文化体育施設の雪害防止及び雪害復旧
健康福祉部 （健康福祉部長） （健康福祉部理事）	福祉政策班 （福祉政策課長）	1 除排雪困難者（障害者）の除排雪対策 2 除雪ボランティアに関する社会福祉協議会との連絡調整
	子育て支援班 （子育て支援課長）	1 除排雪困難者（母子世帯）の除排雪対策
	生活福祉班 （生活福祉課長）	1 困窮（生活保護）世帯の救助及び援助
	介護福祉班 （介護福祉課長）	1 除排雪困難者（高齢者）の除排雪対策
	国保年金班 （国保年金課長）	1 保険料の減免等
	健康づくり推進班 （健康づくり推進課長）	1 医療機関との連携、協力及び保健衛生指導
農 林 部 （農林部長）	農業政策班 （農業政策課長）	1 農林関係被害調査等の総括及び対策調整班への報告 2 農林関係被害者の救済対策 3 農畜産物施設の雪害防止及び雪害復旧 4 農産物、農業資材の需給 5 内水面漁業関係被害者の救済対策及び水産業関係被害報告のとりまとめ 6 野菜、花き施設の雪害防止及び雪害復旧
	りんご班 （りんご課長）	1 りんご、特産果樹施設の雪害防止及び雪害復旧
	農村整備班 （農村整備課長）	1 農地、農業用施設の雪害防止及び雪害復旧 2 農業用水路の溢水による水害防止
商工振興部 （商工振興部長）	商工政策班 （商工政策課長）	1 生活物資の需給調整 2 商工関係被害調査及び対策調整班への報告 3 商工関係被害者の救済対策 4 水産地方卸売市場施設等に関する被害調査及び農政班への報告
観光振興部 （観光振興部長）	観光政策班 （観光政策課長）	1 観光施設の雪害防止及び雪害復旧
建 設 部 （建設部長）	道路維持班 （道路維持課長）	1 道路の除雪及び排雪 2 消・流雪溝の管理及び雪置き場の開設等
	建設政策班 （建設政策課長）	1 道路交通の確保 2 道路、橋梁等の雪害復旧 3 河川の溢水による水害防止
	建築指導班 （建築指導課長）	1 工事施工中の家屋等の雪害防止の指導 2 屋根雪荷重による家屋倒壊等防止の指導

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

部（部長）	班（班長）	分 担 業 務
都市環境部 （都市環境部長）	都市政策班 （都市政策課長）	1 工事施工中の施設等に係る雪害防止及び雪害復旧
	区画整理班 （区画整理課長）	1 工事施工中の施設等に係る雪害防止及び雪害復旧
	公園緑地班 （公園緑地課長）	1 鷹揚園等所管施設の雪害防止及び雪害復旧
	環境管理班 （環境管理課長）	1 防疫活動 2 防疫に係る必要資材の確保 3 公害発生に伴う防止活動 4 空き家の屋根雪の崩落による被害防止のための状況把握と所有者への対策要請 5 ごみの収集及びごみ埋立地の運営、管理 6 ごみ焼却施設及びし尿処理施設の連絡調整
岩木連絡部 （岩木総合支所長）	岩木総務班 （総務課長）	1 岩木地区の情報収集の総括 2 対策調整班への災害情報等の連絡
	岩木民生班 （民生課長）	1 岩木地区の被災世帯等の調査 2 岩木地区の除排雪困難者の除排雪対策
相馬連絡部 （相馬総合支所長）	相馬総務班 （総務課長）	1 相馬地区の情報収集の総括 2 対策調整班への災害情報等の連絡
	相馬民生班 （民生課長）	1 相馬地区の被災世帯等の調査 2 相馬地区の除排雪困難者の除排雪対策
上下水道部 （上下水道部長）	上下水道班 （総務課長） （営業課長） （工務課長） （上水道施設課長） （下水道施設課長）	1 飲料水の供給確保 2 上下水道施設の雪害防止及び雪害復旧 3 工事施工中の施設等に係る雪害防止及び雪害復旧
教 育 部 （教育部長）	教 育 班 （教育政策課長） （学校企画課長） （学務健康課長）	1 学校運営の確保 2 文教施設の雪害防止及び雪害復旧
病 院 部 （市立病院事務局長）	病 院 班 （総務課長）	1 負傷者等に対する医療及び助産 2 医療薬剤及び資材の確保
農委連絡部 （農業委員会事務局長）	農 委 班 （事務局次長）	1 委員との情報伝達 2 農林部が実施する業務の応援

12 応援協力関係

- (1) 市自ら除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施またはこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第2節 火山災害対策

1 予防対策 [防災安全課、岩木総合支所]

活動的火山である岩木山の火山現象から住民の生命、身体及び財産を保護するため、噴火警報等の伝達、観測体制の確立等を図るものとする。

(火山周辺市町村 岩木山 : 弘前市、鯉ヶ沢町、西目屋村)

1 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、常時遠望観測を実施するほか、火山活動に関する異常現象が、発見者から市、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
- (2) 噴火警報等を迅速かつ確実に住民等に伝達するため防災行政無線を整備する。
- (3) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」によるほか、次のとおりとする。

- (1) 予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難所を設定しておく。
- (2) 火山活動の状況に応じた登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ適切に行うための計画を策定しておく。
- (3) 関係市町村及び関係機関の協議等により、火山周辺で地域住民が居住している範囲を火山災害対策計画における「居住地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警報発表時に必要十分な避難対策が行えるようにする。

5 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

- (1) 第3章第8節「防災訓練」によるほか、県、県警察等防災関係機関と密接な連携のもとにハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (2) 第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について、各火山の特性を考慮した火山ハザードマップ等の作成により地域住民等に周知徹底する。
- (3) 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平常時から地域住民等への周知徹底に努める。

2 応急対策 [防災安全課、岩木総合支所]

火山現象による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、次のとおり情報収集、伝達等を行うものとする。

1 実施責任者

火山現象による災害時における住民への火山情報、避難等の情報伝達等は、青森地方气象台及び県と連携し、市長が行う。

2 噴火警報等の収集及び伝達

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

噴火警報等の収集及び伝達は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

3 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」によるほか、次による。

災害現場は山岳地であることから、市等防災関係機関の無線機を活用するほか、航空機による空中偵察によって災害情報を収集・伝達する。

災害情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住家被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲
- (6) 避難路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

4 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5 救助・救急活動

救助・救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

6 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8 警戒避難対策

警戒避難対策は、第4章第5節「避難」によるほか、次による。

- (1) 噴火警報等の発表、または異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。
- (2) 避難者の誘導については、火山の位置及び特性、地形等に留意し、あらかじめ定めた市、消防本部、弘前警察署等の役割分担、誘導方法、避難先等の避難計画に基づき実施する。
- (3) 観光客、登山者等の対策として、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制を強化するとともに、登山規制、立入規制等の措置をとる。
- (4) 噴火警報等が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立入規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

9 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [防災安全課]

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策 [防災安全課]

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 実施責任者

航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2 情報の収集・伝達

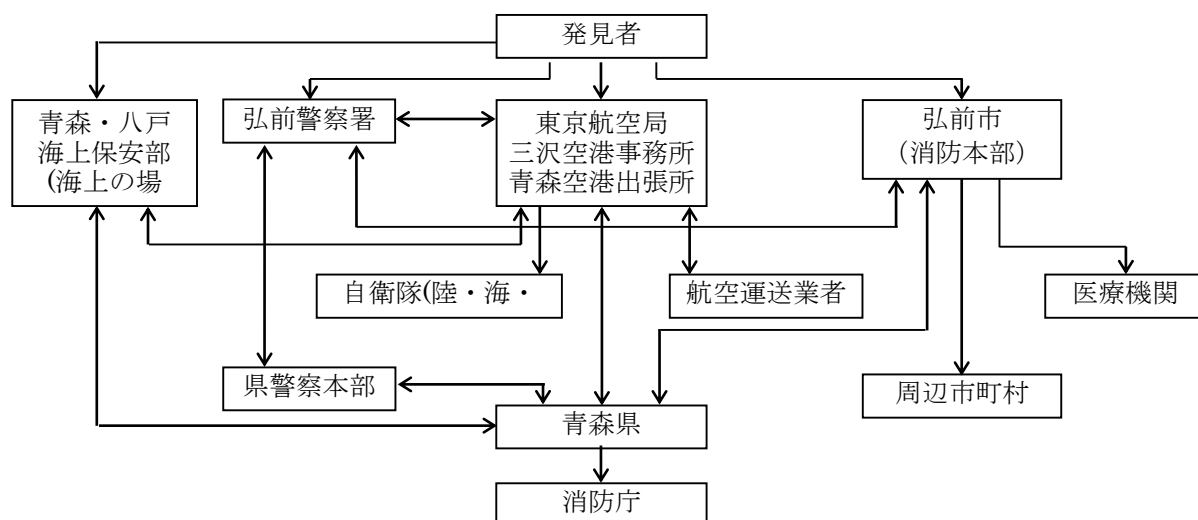
航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

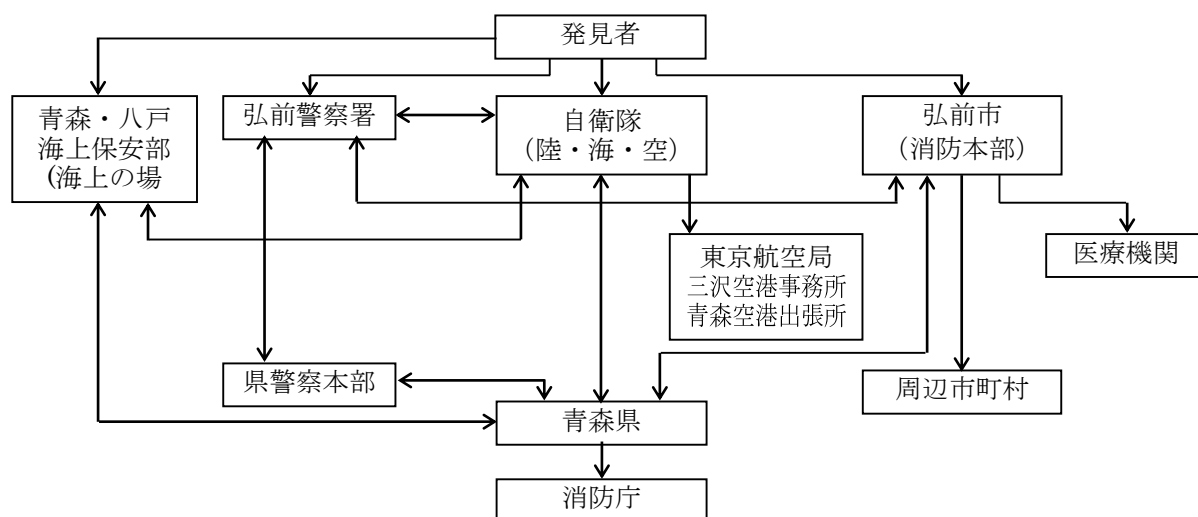
第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

【弘前市で航空機事故が発生した場合】

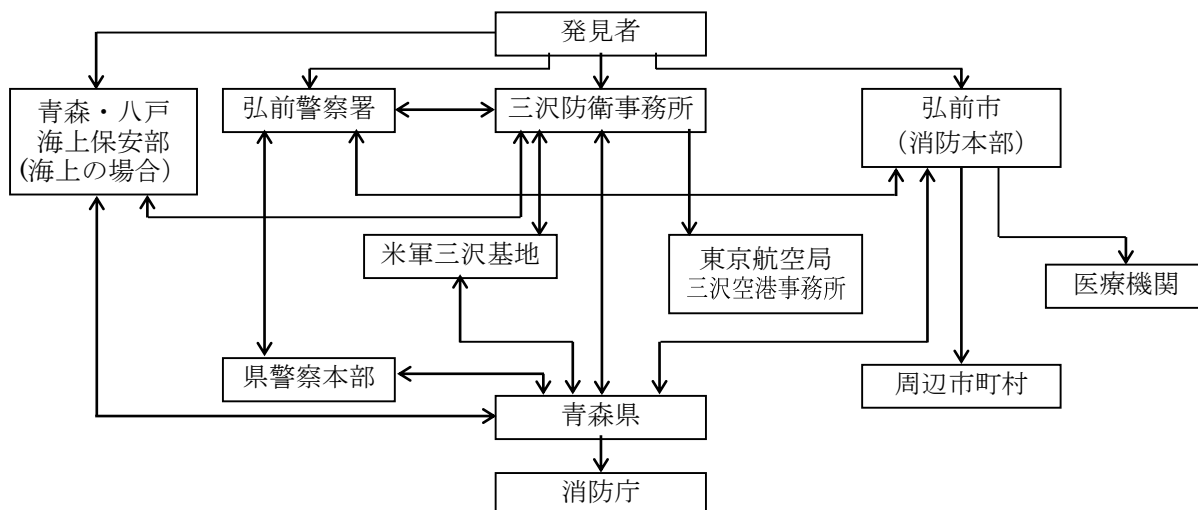
ア 民間機の場合



イ 自衛隊機の場合



ウ 米軍機の場合



第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 搜索活動（防災関係機関の措置）

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

関係機関は、緊密に協力の上、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5 救助・救急活動

(1) 市長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

イ 弘前警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携の上、広域緊急援助隊等による救助活動を行なう。

ウ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

エ 県の措置

市の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

6 医療活動

(1) 市長の措置

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

(2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合またはそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

7 消火活動

(1) 市長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア 東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

イ 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、消火活動を実施する。

エ 県の措置

市（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

9 立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 市長の措置

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

ア 弘前警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講ずるとともに、市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨市へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

イ 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [防災安全課]

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 鉄軌道の安全確保

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 市長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア 事故災害発生直後における乗客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

イ 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 市長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策 [防災安全課]

列車の衝突等が発生し、または衝突等により被害が大きくなるおそれのある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

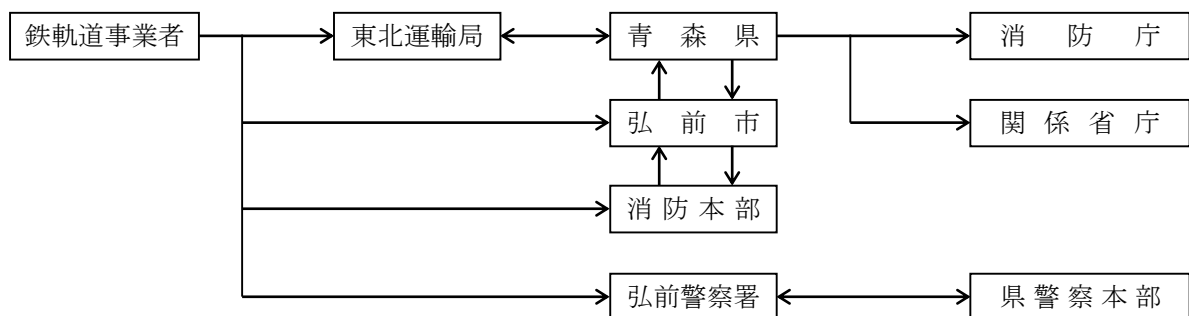
1 実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



3 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(2) 市長の措置

発災後の速やかな職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置救助・救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

6 消火活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置消火活動については第4章第6節「消防」による。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(2) 市長の措置緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

同章第25節「交通対策」による。

8 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

9 災害復旧

鉄軌道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

10 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 道路災害対策

道路構造物の被災または道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [建設政策課、道路維持課]

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のために必要な措置を講ずる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 市長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

弘前警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 市長の措置災害時の救助・救急、医療及び消防活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 防災訓練の実施

(1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

6 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

7 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等に係る防災知識の普及・啓発を図る。

8 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2 応急対策 [建設政策課、道路維持課]

道路構造物が被災し、または被害が発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

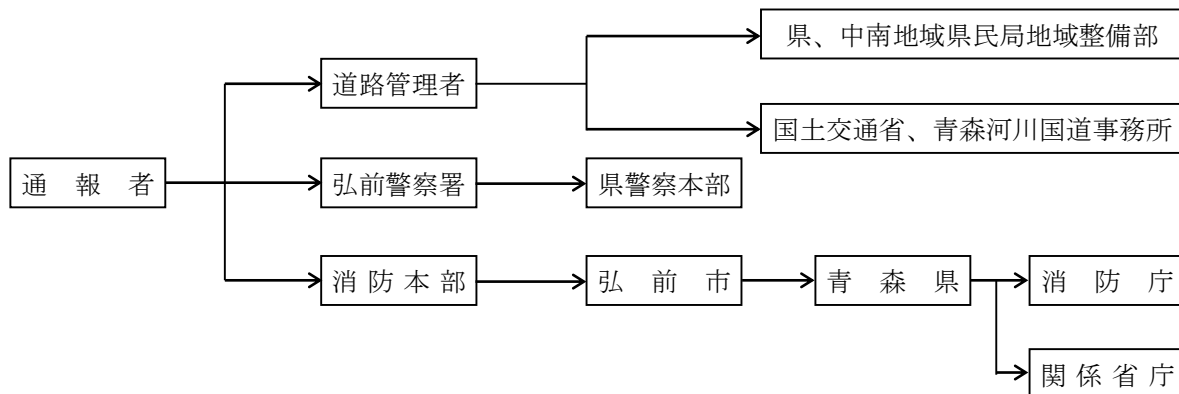
1 実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行う。

2 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。
(『火災・災害等即報要領』)



3 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 市長の措置

救助・救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行なうとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

8 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ 弘前警察署の措置

危険物の流出が認められた場合に直ちに防除活動を行うほか、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

9 道路施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

(2) 弘前警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るために必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、道路施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

12 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [消防本部]

危険物等災害の発生を未然に防止し、または被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 現況

地域内の危険物施設等一覧は、別途作成し、関係機関と共有する。

- (1) 危険物施設
資料編 [表] 5-6-1
- (2) 石油類大量保有事業所（100k l以上の屋外貯蔵タンクを保有している事業所）
資料編 [表] 5-6-2
- (3) 液化石油ガス製造施設
資料編 [表] 5-6-3
- (4) 一般高圧ガス製造施設
資料編 [表] 5-6-4
- (5) 火薬類貯蔵施設
資料編 [表] 5-6-5
- (6) 毒物・劇物貯蔵取扱事業所
資料編 [表] 5-6-6
- (7) 放射性同位元素等使用施設
資料編 [表] 5-6-7

2 危険物施設

- (1) 規制
消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。
ア 危険物施設の位置、構造及び設備
イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
ウ 予防規程の作成
エ その他法令で定められた事項

- (2) 保安指導
立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。
ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者または危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

- (3) 保安教育等
事業所の所有者、管理者、占有者または危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

- (4) 自主保安体制の整備
事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。
ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ 保安検査、定期点検
ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
オ 防災訓練の実施

- (5) 事業所の協力体制の確立
危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

3 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設置

イ 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任

ウ 危害予防規程の作成

エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱い

ウ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置

エ 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア 防災組織の確立（人員配置、業務分担）

イ 定期自主検査

ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ 防災訓練の実施

4 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 火薬類施設の位置、構造及び設備

イ 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任

ウ 危害予防規程の作成

エ その他保冷で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法

ウ 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置

エ 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア 防災組織の確立（人員配置、業務分担）

イ 定期自主検査

ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ 防災訓練の実施

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

5 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ その他保冷で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- イ 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置、業務分担）
- イ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ 防災訓練の実施

6 放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守し、県とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

7 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

8 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

9 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

災害時の救助・救急、消防活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

10 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

11 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

12 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

13 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対してその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

2 応急対策 [消防本部]

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

1 実施責任者

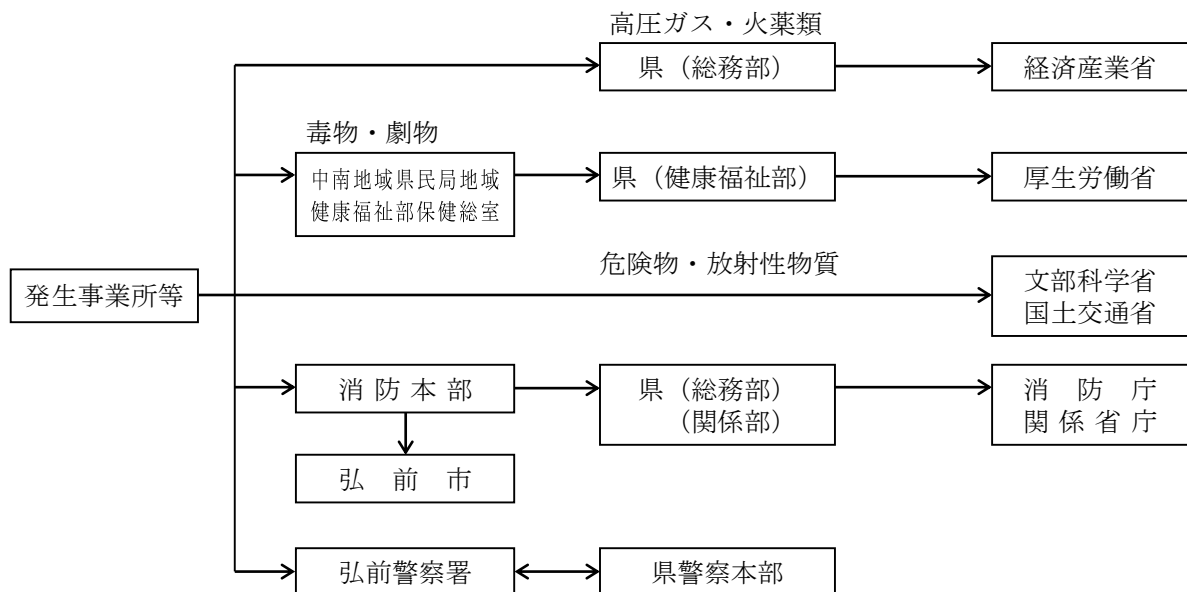
- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、市長、消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物等の施設の所有者、管理者または占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く）または行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 海上、河川への危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - イ 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
- (5) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災



3 活動体制の確立

防災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講ずる。

イ 消防本部及び弘前警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。

エ 消防機関の到着に際しては、侵入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性または有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 市長または消防長の措置

ア 知事へ災害発生について、直ちに通報する。

イ 製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、または施設の使用の停止を命ずる。

また、公共の安全の維持、または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、またはその使用を制限する。

ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ 警防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 弘前警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、また自らその措置を講ずる。また、弘前地区消防事務組合職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市（弘前地区消防事務組合）へ通知する。

5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の管理者、占有者の措置

ア 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 市長または消防長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

6 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設または火薬類の所有者、占有者の措置

ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講ずる。

イ 知事、弘前警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長または消防長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えいまたは地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、中南部地域県民局地域健康福祉部保健総室、弘前警察署、消防本部に対し災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長または消防長の措置

ア 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 弘前警察署の措置

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

8 放射線使用施設にに係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

ア 災害の発生について速やかに文部科学省、弘前警察署、消防本部に通報する。

イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。

ウ 被害拡大防止措置を講ずる。

エ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう措置を講ずる。

(2) 市長または消防長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止等の措置を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講ずる。

9 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

10 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

11 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 弘前地区消防事務組合は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(2) 弘前警察署は、危険物等が大量流出した場合、市と連携し避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制を行うほか防除活動を行う。

12 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

13 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

14 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

15 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [消防本部、都市政策部、建設政策部]

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病等の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

2 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

3 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

4 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

5 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

6 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平常時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

7 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

8 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

9 防災知識の普及

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

10 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第8節「防災訓練」により実施する。

2 応急対策 [消防本部]

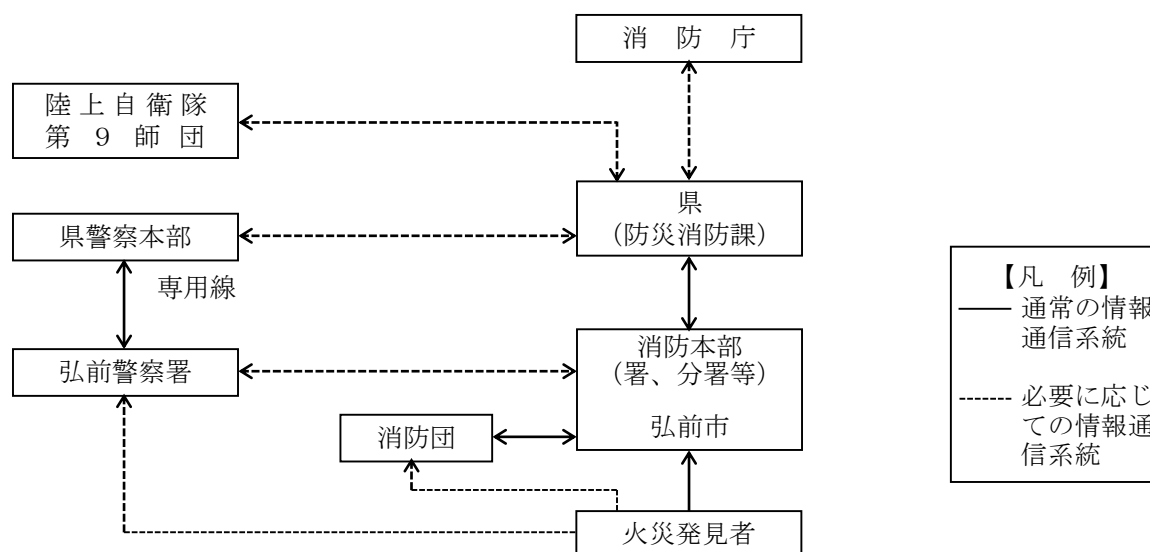
大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。

1 实施责任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行う。

2 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

救助・救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

5 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

6 消火活動

消火活動については第4章第6節「消防」により実施する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

8 避難対策

避難対策については、第4章第5節「避難」により実施する。

9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

12 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、またはその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策 [消防本部、農村整備課]

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所や簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講ずる。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

ア 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。

イ 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。

ウ 防火線の設置整備とともに防火樹の植栽に努める。

(2) 林野火災特別地域対策事業の推進

県と協議の上、特別地域に決定するなど林野火災対策を計画的に充実強化する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。

ア 空中消火用施設の整備

空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。

イ 消火資機材の整備

軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

5 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第17節「水害予防対策」の「避難体制の整備」により実施する。

6 施設、設備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

7 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第8節「防災訓練」による。

8 出火防止対策の充実

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末など失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点をおいて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア 山火事防止強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（4月10日～6月10日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ 山火事防止対策協議会の設置

中南地域県民局地域農林水産部その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

エ ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター、看板を設置し、または横断幕等を掲げ注意を喚起する。

オ チラシ、パンフレット等の作成・配付

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

カ 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透もあわせて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター、作文等の募集を行う。

キ 広報車及びパレードの巡回宣伝

山火事防止運動強調期間の期間中は、広報車等により巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク 火入れに関する条例の遵守

農業従事者に対し、弘前市火入規制条例（平成18年弘前市条例第130号）を遵守させるとともに、作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促す。なお、林業機械による林野火災の発生も増加していることから、その使用についても十分指導する。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には森林火災予防巡視員を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底する。

2 応急対策 [消防本部]

大規模な林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講ずる。

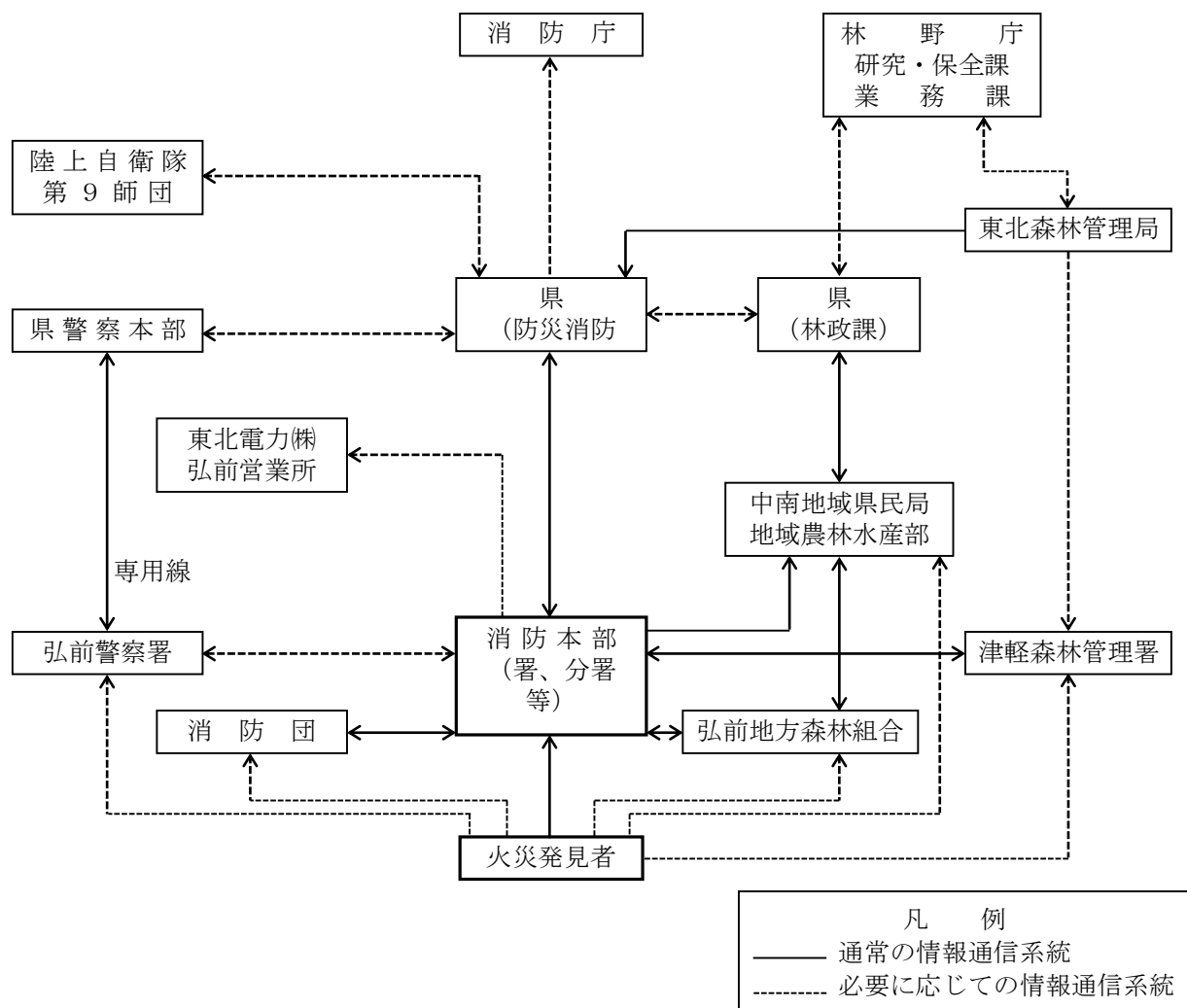
1 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行う。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

2 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3 活動体制の確立

(1) 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

(2) 現場指揮本部の設置等

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

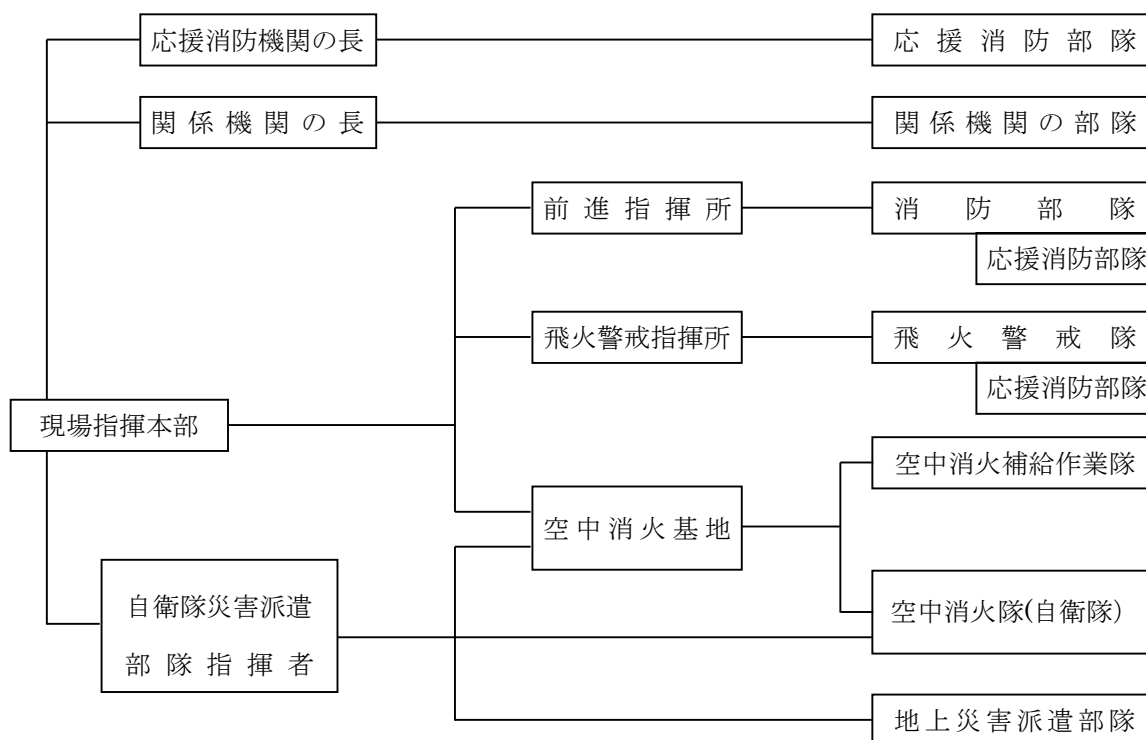
火災の区域が二以上の市町村または広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

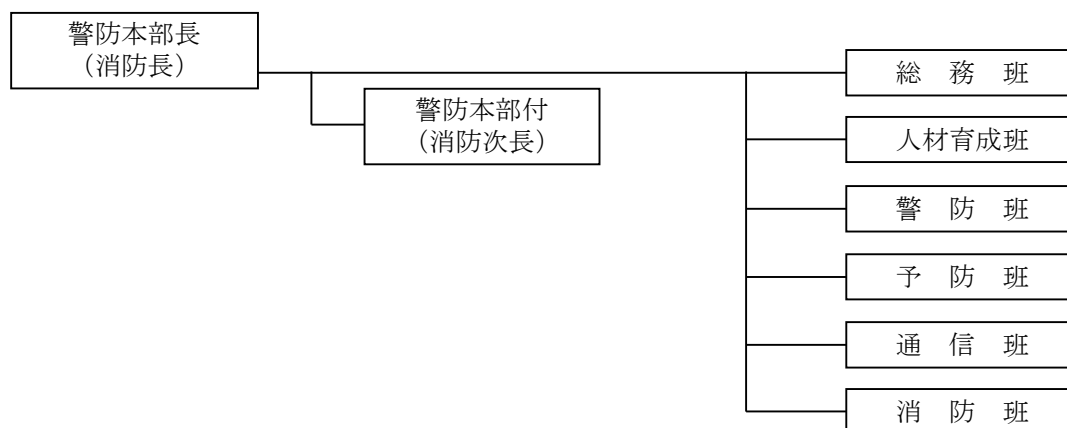


イ 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ 現場指揮本部の編成及び任務

(ア) 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。



(イ) 任務

第2章第2節「弘前市災害対策本部」2(3)ア「弘前市災害対策本部班別業務分担」のうち消防部及びイ「弘前地区消防事務組合警防本部任務分担」に準ずる。

4 救助・救急活動

救助・救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

5 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 消火活動

消火活動については第4章第6節「消防」によるほか次により実施する。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施する。

(2) 空中消火

空中消火は、次の場合のほか、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮した上で、県防災ヘリコプターにより、または自衛隊の災害派遣を要請して実施する。

ア 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

イ 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、または不足すると判断される場合

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

(4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材並びに東北森林管理局が備蓄している資機材を活用する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を確保する。

(1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声機等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

(2) 林野内の住家または山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊が警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水または防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。

(3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、または延焼するおそれのある場合、住民の生命または身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該住民に避難の勧告・指示をする。避難の方法等は、第4章第5節「避難」による。

9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

12 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

13 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。